

報道関係者 各位

令和4年7月28日

【照会先】

徳島労働局職業安定部職業対策課

課長 佐藤 正

課長補佐 谷本 恭章

電話 (088) 611-5387

雇用調整助成金等の活用促進について

～新型コロナウイルスにかかる特例措置が9月末まで延長されました～

雇用調整助成金等(※)については、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、これまでも、助成率の特例措置を適用して、雇用の維持を支援してきたところです。

※ 雇用調整助成金等とは、景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、休業等によって、労働者の雇用の維持を図る事業主に対して、休業手当等の一部を助成する制度。

先般、この新型コロナウイルスにかかる特例措置の適用期間が、本年9月30日まで延長されましたので、お知らせいたします。また、同助成金については、本年4月以降の休業から、申請内容をより適正に確認するため、確認書類の見直しを行うとともに、不正受給事業所名の積極的な公表、予告なしの現地調査等、不正受給への対応を厳格化しています。

徳島労働局（局長：伊藤浩之）は、引き続き、県内企業の雇用の維持を図るため、雇用調整助成金等の助成内容及び申請の適正性の確保について、改めて広く周知し、その適正な活用を促進してまいりますので、積極的なご活用をお願いします。

- ・詳細は、下記のウェブサイトをご覧くださいとともに、徳島労働局助成金センターまでお問い合わせください。

○ 雇用調整助成金(厚生労働省ウェブサイト)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

○ お問い合わせ先

徳島労働局助成金センター(徳島市万代町3-5 徳島第2合同庁舎3階)

(電話) 088-622-8609

令和4年9月までの雇用調整助成金の特例措置等について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、**令和4年6月30日**を期限に雇用調整助成金の特例措置を講じてきましたが、この特例措置は**令和4年9月30日**まで以下の通りとなります。

特例措置の内容について

判定基礎期間の初日		令和4年	
		1月・2月	3～9月
中小企業	原則的な措置	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	
大企業	原則的な措置	2/3 (3/4) 11,000円	2/3 (3/4) 9,000円
	業況特例・地域特例	4/5 (10/10) 15,000円	

(注) 金額は1人1日あたりの上限額、括弧書きの助成率は**解雇等を行わない場合**

解雇等の有無の確認について

原則的な措置では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無及び「判定基礎期間末日の労働者数が各月末の労働者数平均の4/5以上」
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無

お願い

制度の見直し等の都度**支給申請様式を改定しています**。支給申請の**都度**、厚生労働省HPから**最新様式のダウンロード**をお願いします。

その他

雇用保険被保険者以外の方に対する休業手当については、「緊急雇用安定助成金」として支給しています。

不正受給への対応を厳格化しています

不正受給を行った事業所名等の積極的な公表、予告なしの現地調査のほか、捜査機関との連携強化を行っています。不正受給は、刑法第246条の詐欺罪等に問われる可能性があります。

- ・ 事業所名等の積極的な公表
- ・ 予告なしの現地調査
- ・ 返還請求（ペナルティ付き）
- ・ 5年間の不支給措置
- ・ 捜査機関との連携強化

ご一報
ください

申請事業主の皆さま

- ・ 申請内容に誤りがあった場合
- ・ 受給した助成金の返還を希望される場合

従業員の皆さま

- ・ 不正受給に関する情報を把握している場合

※情報提供者のプライバシー保護には十分配慮いたします。

リーフレット



不正受給の対応を
厳格化しています

業況特例（特に業況が厳しい全国の事業主）

【対象となる事業主】

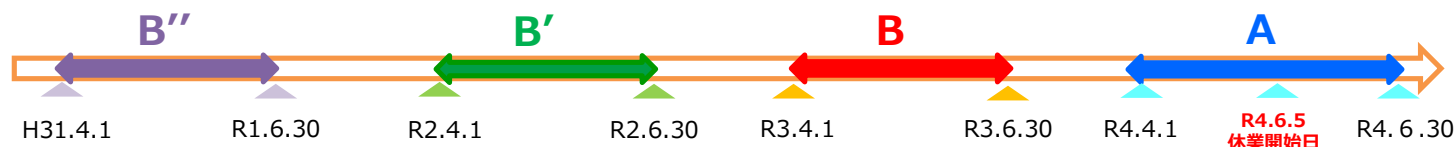
AとBそれぞれの月平均値の生産指標（売上げ高等）を比較し、Aが30%以上減少している事業主

A：判定基礎期間の初日が属する月から遡って3か月間の生産指標

B：Aの3ヶ月間の生産指標に対して、前年同期、前々年同期または3年前同期の生産指標

（①雇用保険適用事業所設置後であって、②労働者を雇用している場合（緊急雇用安定助成金は②のみ）に限る。）

例：令和4年6月5日から休業を実施した場合（賃金締切日が月末の場合）



判定基礎期間の初日が令和4年4月1日以降の休業等について
業況特例の申請を行う**全ての事業主**は、申請の都度、業況の確認
を行いますので、売上等の生産指標の提出が必要になります。そ
の際、提出する生産指標は、最新の数値を用いて判断すること
になります（**原則として生産指標を変更することはできません。**）。

地域特例（営業時間の短縮等に協力する事業主）

【対象となる事業主】

以下を満たす飲食店や催物（イベント等）を開催する事業主等

- (1)緊急事態措置の対象区域またはまん延防止等重点措置の対象区域（職業安定局長が定める区域）の都道府県知事による要請等を受けて、
- (2)緊急事態措置を実施すべき期間またはまん延防止等重点措置を実施すべき期間を通じ、
- (3)要請等の対象となる施設（要請等対象施設）の全てにおいて、
- (4)休業、営業時間の変更、収容率・人数上限の制限、入場者の整理等、飲食物提供（利用者による酒類の店内持ち込みを含む）又はカラオケ設備利用の自粛に協力する

【対象となる休業等】

要請等対象施設における以下の期間を含む判定基礎期間の休業等（短期間休業を含む）

厚生労働省ホームページに掲載する区域及び期間

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/cochomoney_00002.html



お問合せ先

ご不明な点は、以下のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL040628企01

雇用調整助成金の支給を受けている事業主の方へ

「対象期間」の延長のお知らせ

- 雇用調整助成金は、通常、1年の期間（＝対象期間）内に実施した休業等について受給することができます。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主は、新型コロナウイルス感染症にかかる雇用調整助成金の特例措置の延長に伴い、1年を超えて引き続き受給することができます。
- 今般、対象期間の延長を行ったことから、雇用調整の初日が令和2年1月24日から同3年9月30日までの間に属する場合は、1年を超えて引き続き受給できるようになります。

1年を超えて引き続き受給できる期間



《変更前》 令和4年6月30日まで
《変更後》 **令和4年9月30日まで**

変更前

R2/1/24

R4/6/30

R3/6/30

雇用調整の初日がこの
期間に属する場合



令和4年6月30日まで
1年を超えて引き続き
受給できる

変更後

R2/1/24

R4/9/30

R3/9/30

雇用調整の初日がこの
期間に属する場合



令和4年9月30日まで
1年を超えて引き続き
受給できる

お問合せ先

ご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせ下さい。

雇用調整助成金、産業雇用安定助成金コールセンター

0120-603-999 受付時間 9:00~21:00 土日・祝日含む



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

厚生労働省HP



LL040628企02

雇用調整助成金等の申請内容をより適正に確認します

以下3点を中心に、4月以降の申請から適用します

- 1.業況特例における業況の確認を**毎回（判定基礎期間（1ヶ月単位）ごと）**行います。
- 2.**最新の賃金総額(令和3年度の確定保険料)**から平均賃金額を計算します。
- 3.**休業対象労働者を確認できる書類および休業手当の支払いが確認できる書類**の提出をお願いします。

1. 業況特例における業況の確認を毎回行います

■ **毎回、業況の確認※を行い**、要件を満たせば業況特例を、満たさなければ原則的な措置(地域特例に該当するときは、地域特例)を適用します。

※生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年または3年前同期比30%以上減少していること。以降の判定基礎期間についても当該生産指標の最新の数値を用いて判断することになります(原則として生産指標を変更することはできません)。

要件	最大助成率（変更なし）	日額上限（変更なし）
満たした場合(業況特例)又は地域特例	10/10	15,000円
満たさない場合(原則的措置)※	9/10	9,000円

※初めてコロナ特例の雇調金等を申請する場合、生産指標が5%以上減少していることが要件となっています。

【適用】 令和4年4月1日以降に初日がある判定基礎期間の申請から適用

2. 最新の賃金総額から平均賃金額を計算します

■ **賃金総額を最新の額※に変更して平均賃金額を計算します。**

コロナ特例が長期間にわたり継続される中、平均賃金額は初回に算定したものを継続して活用していることから、見直しを図ります。

■ **企業規模の変更を希望する場合、常時雇用する労働者の数、資本の額等により確認を行います。**

※労働保険の令和3年度の確定保険料の算定に用いる賃金総額。または、令和3年度または令和4年度の任意の月に提出した給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書に記載の額。

【必要書類】

平均賃金額の計算	受付印のある労働保険確定保険料申告書写し (労働保険事務組合に委託している場合「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」)
企業規模の変更	資本金や常時雇用する労働者数を確認できる書類

【適用】 ■ **令和3年度の労働保険にかかる確定保険料申告書の受理日以降の最初の申請から適用**

■ (給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書で賃金総額を算定する場合)

令和4年6月1日以降の最初の申請から適用

3. 休業対象労働者を確認できる書類および休業手当の支払いが確認できる書類の提出をお願いします

■ 助成金の審査を適切に行い、早期に支給ができるよう、次の表に当てはまる事業主（対象事業主）には以下の確認書類の提出をお願いします。確認書類等の提出がなく、実態の確認ができない場合、不支給となる可能性があります。

（注）ご利用の助成金や条件によって、必要となる書類が異なります。以下から、ご自身に必要な書類をご確認ください。

助成金	対象事業主	確認書類
緊急雇用安定助成金	労働者災害補償保険のみ適用	①と②
	判定基礎期間の初日において雇用保険の適用が1年未満	
雇用調整助成金	判定基礎期間の初日において雇用保険の適用が1年未満	②

※対象事業主に該当しない事業主（雇用保険の適用が1年以上の事業主）

迅速支給の観点から、当分の間、申請時に書類の提出はお願いしません。しかし、審査段階で以下書類の提出をお願いすることがあります。事業所内に、以下書類をご準備いただくようお願いいたします。

【適用】 令和4年4月1日以降に初日がある判定基礎期間の申請から適用

■ 提出が必要な確認書類（判定基礎期間ごとに必要となります）

① 休業対象労働者全員の氏名、年齢および住所が確認できる以下のいずれかの書類の写し

住民票記載事項証明書（マイナンバーは不要です）、運転免許証、マイナンバーカード表面、パスポート（住所記載欄があるもの）、在留カード、特別永住者証明書、障害者手帳、健康保険被保険者証（住所記載欄があるもの）
※複数の書類の提出をお願いする場合があります

② 休業手当を含む給与の支払いが確認できる以下のAおよびBの書類の写し

A源泉所得税の直近の納付を確認できる書類（給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の領収日印があるものなど、納付を確認できる書類）

B給与振込を確認できる書類（給与振込依頼書や給与支払いを確認できる通帳など。

手渡し(現金払い)の労働者がいる場合は会社名・金額・氏名（労働者の直筆）・住所・電話番号・受領日を明記した領収証）

■ 上記以外にも、必要に応じて以下の書類の提出を求める場合があります。

- ・ 国税および地方税にかかる各種納税証明書
- ・ その他、労働局が審査を行う上で必要とした書類（給与支払事務所等の開設・移転・廃止届（個人事業主の場合「個人事業の開業・廃業等届出書」）、給与支払報告書、住民税額決定通知書、扶養控除等申告書、源泉徴収簿・源泉徴収票、総勘定元帳・仕訳帳など）